

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 会社法と中小企業

**Q** : 会社法の施行によって、会社の機関設計が柔軟化されたと聞きます。どのようなようになったのですか？

**A** : 中小企業に多い株式譲渡制限のある会社については、取締役会や監査役の設置が任意になりました。また取締役を1人にすることもできるようになりました。

### 【解説】

これまでの商法では、株式会社について、取締役会や監査役会の設置の義務付けや、取締役を3人以上置かなければならないなど厳格な機関設計が要求されていました。

しかし、会社法になってからは、最低限の期間設計だけを規定(株式譲渡制限会社に限る)し、企業に応じてその他の機関設計が選択できるようになりました。

具体的には、次のようになっています。

- ① 株主総会…すべての会社に設置義務あり
- ② 取締役…最低1人以上必要。ただし、取締役会を設置する会社は、3人以上必要。
- ③ 取締役会…株式譲渡制限会社においては任意設置、それ以外の会社では設置が必要。
- ④ 監査役…株式譲渡制限会社においては任意設置。ただし、取締役会を設置する会社については、原則設置。
- ⑤ 監査役会…大会社には設置義務あり。取締役会を設置しない場合は設置できない。
- ⑥ 委員会…監査役を設置する会社では設置できない。会計監査人を設置しない場合は設置できない。

